

## 志學館大学正課外インターンシップ実施要領

### (趣 旨)

第1 この要領は、志學館大学（以下「本学」という。）の学生の正課外でのインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (定 義)

第2 この要領において「インターンシップ」とは、企業、官公庁又は公益団体等（以下「企業等」という。）において、学生が正課外で自らの学修内容や進路等に関連した就業体験を行うことをいう。

### (期 間)

第3 インターンシップの期間は、授業に支障のない範囲内で企業等の定める期間とする。

### (申請と承認)

第4 インターンシップへの参加を希望する学生は、所定のインターンシップ参加申請書及び誓約書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (経 費)

第5 インターンシップへの参加に要する経費は、学生が負担するものとする。

### (保 険)

第6 インターンシップに参加する学生は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険又はこれらに相当する保険に加入しなければならない。

### (遵守事項)

第7 インターンシップに参加する学生は、企業等が定める規則等を遵守しなければならない。

### (事務の処理)

第8 インターンシップに関する事務は、進路支援課において処理する。

### (その他)

第9 この要領に定めるもののほか、本学学生のインターンシップに関し必要な事項は、学長が定めることができる。

### 附 則

この要領は、令和3年9月29日から施行する。